

国際埠頭保安警備業務実施要領（定期航路分）

1. 保安対策業務の目的

保安対策業務は、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」(SOLAS 条約) 改正附属書、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(以下「法」という) 及び同法政省令に基づき、厳原港及び比田勝港における国際港湾施設及び国際水域施設に対して行われるおそれのある危害行為()を防止し、これら施設の保安の確保のために必要な措置を講じるためのものである。

危害行為

- …国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第4条
船舶又は港湾施設を損壊する行為
船舶又は港湾施設に不法に武器又は爆発物その他の危険物を持ち込む行為
正当な理由なく船舶又は港湾施設に立ち入る行為
船舶の運航を不法に支配する行為

2. 保安対策業務を行う場所

保安対策業務は、厳原港及び比田勝港における以下の施設で行う。

- (1) 厳原港厳原ふ頭厳原1号岸壁に係る重要国際埠頭施設
- (2) 厳原1号岸壁前面泊地（国際水域施設）
- (3) 比田勝港比田勝ふ頭比田勝岸壁（B）浮桟橋に係る国際埠頭施設
- (4) 比田勝岸壁前面泊地（国際水域施設） 比田勝浮桟橋前面泊地（国際水域施設）

3. 用語の定義

この実施要領において使用する用語は、法、同法政省令、同省令に基づく告示、港湾法（昭和25年法律第218号）並びに「港湾施設の保安対策に関するガイドライン及び同解説」において使用する用語の例による。

4. 保安対策業務の方法

法第2条第1項各号に規定する国際航海船舶（以下「国際航海船舶」という）が、厳原港及び比田勝港へ入港する60分前から制限区域外へ退出するまでの間、国際埠頭施設及びモニター監視室に常駐監視する方法で行うものとする。同日内に複数の国際航海船舶が入出港する場合においても同様とする。

ただし、緊急事態発生等により埠頭保安管理者（長崎県対馬振興局建設部長）により指示を受けた場合、又は制限区域内で行われる保守点検、工事等により出入管理が必要になり、埠頭保安管理者より指示を受けた場合はこの限りではない。

国際航海船舶の運航船舶の運航状況については、船舶会社、代理店等に隨時確認を行うこと。

5. 保安対策業務の委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(1) 日帰りの国際航海船舶への配置

- 乗船・降船いずれかに船客がある場合は、4名。
- 乗船・降船いずれにも船客がない場合は、3名。

(2) 停泊する国際航海船舶への配置

降船または乗船時において船客がある場合は、それぞれ入港60分前から制限区域外へ退出するまでの間までは4名、乗船60分前から出港後制限区域外へ退出するまでは4名とする。

降船または乗船時において船客がない場合は、それぞれ入港60分前から入港30分経過後までは3名、出港30分前から出港後制限区域外へ退出するまでは3名とする。

の場合を除き、8：00～18：00の時間帯にあっては3名、18：00～8：00の時間帯にあっては2名とする。

～ の場合、モニター監視を1名とする。

(3) その他、埠頭保安管理者が指示する場合への配置
埠頭保安管理者が指示する内容に基づき人員を配置する。

6. 埠頭保安従事者の服装及び装備

制服、電灯、時計、携帯電話、腕章、身分証明書、その他

7. 埠頭保安従事者の職務

埠頭保安従事者は、埠頭保安管理者及び水域保安管理者（長崎県対馬振興局建設部長）の指揮監督の下、以下の業務を行う。

業務を実施するにあたっては、情報の管理、秘密保持を徹底すること。

業務の詳細については、この要領に定めるほか、埠頭保安管理者が別途指示する。

(1) 保安レベル変更への対応

保安レベルの変更があった場合は、主任保安要員を通じて、速やかに変更後の保安レベルに移行する。

埠頭保安要員等は、現に国際埠頭施設を利用しているかまたは利用しようとしている者に対して、保安レベルの変更を周知する。

(2) 制限区域の出入管理

人又は車両の出入管理

- a. 国際埠頭施設に出入しようとするすべての者に対し、埠頭保安従事者による進入検査を行う。
- b. 進入検査を受けることを拒む者、非協力的な者、進入検査に合格できない者は国際埠頭施設への進入を許可しない。
- c. 検査にあたっては、個人の人権、人間の尊厳に十分配慮する。
- d. 国際埠頭施設内に滞在する間は、すべての人に対しスタッフカード、ビジターカード等を提示させる。
- e. 進入検査は、身分確認、目的確認、予約確認、身体検査、荷物・携帯品検査により行う。
- f. 国際埠頭施設内への車両の入場においては、車両の検査証等の確認とあわせ運転者及び同乗者について上記と同様の進入検査により行う。

旅客の出入管理方法

	保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3
旅客	・旅券及び乗船券を提示させ、顔写真と本人の顔を対査する。	・同左 ・25%以上の比率で旅券の真贋検査、又は旅券記述内容の口頭確認による詳細検査を実施する。	・100%（全数）の比率で旅券の真贋検査、又は旅券記述内容の口頭確認による詳細検査を実施する。

出入口の鍵の管理

ゲートの閉鎖時間帯は、ゲートを閉じ、確実に施錠する。

当該業務委託を行うにあたり、国際埠頭施設の鍵を貸与するため、別途覚書を締結すること。

また、鍵の使用状況について、埠頭保安管理者が指示する管理台帳に記録し、毎月実績報告とともに提出すること。

(3) 国際埠頭施設・国際水域施設内外の監視・巡回

	保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3
監視	<p>監視方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間帯：国際航海船舶が厳原港及び比田勝港への入港する 60 分前から制限区域外へ退出するまでの間 ・監視場所：埠頭保安管理者・水域保安管理者が指示する ・監視方法：目視 <p>監視項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェンス内外に不審者・不審物がないか ・フェンス周辺に車両が駐車していないか ・出入口付近に不審者・不審物がないか ・通路、待合所、受変電設備、照明 ・ゲートの施錠状態 	同左	同左 監視要員の増員

緊急時には、埠頭保安管理者の指示に従うこと。

	保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3
巡回	<p>巡回方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間帯：国際航海船舶が停泊している時間帯 ・巡回頻度：ランダム ・巡回方法：徒歩 ・巡回経路：ランダム <p>監視項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限区域内外に不審者・不審物がないか ・フェンス周辺に車両が駐車していないか ・出入口付近に不審者・不審物がないか ・通路、待合所、受変電設備、照明 ・ゲートの施錠状態 	同左 巡回頻度の増加 (2 時間に 1 回)	同左 巡回要員の増員

緊急時には、埠頭保安管理者の指示に従うこと。

(4) 国際航海船舶に積み込む貨物等の管理

国際航海船舶に積み込む貨物、船用品、手荷物等（以下「貨物等」とう）に対する不正行為を防止するため、必要な措置を講じる。

通関手続きや正当な輸出手続きを経た貨物については、封印等外觀に異常が認められない限り、危害行為の用に供する不正な物品が含まれないものとみなす。

- . 危害行為の用に供する不正な物品が制限区域内へ持ち込まれることの防止
- . 船積みまでの間、施設内で一時的に蔵置している貨物等への不正な物品等の侵入の防止
- . 船舶に積み込む貨物等の最終管理
- . すべての危険物について、国際埠頭施設における受け取りから引き渡しまでの間、位置を特定できるような継続的な所在の管理

旅客の手荷物検査方法

	保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3
手荷物	荷物の内容を質問の上、不審な場合は開披検査又は接触検査を実施する。	保安レベル1の措置を徹底する。 10 % ~ 20 % の割合で開披検査又は接触検査をする。	同左 所有者立ち会いの下で、100 % (全数) 開披検査又は接触検査をする。

(5) モニター監視

	保安レベル1	保安レベル2	保安レベル3
監視	<p>監視方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間帯：国際航海船舶が厳原港及び比田勝港への入港する 60 分前から制限区域外へ退出するまでの間 ・監視場所：埠頭保安管理者・水域保安管理者が指示する ・監視方法：目視 <p>監視項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限区域内外に不審者・不審物がないか ・出入口付近に不審者・不審物がないか ・ターミナル内に不審者・不審物がないか ・フェンス周辺に車両が駐車していないか ・全面水域に不審船・不審物がないか 	<p>同左</p> <p>カメラ監視点を追加して監視を強化する。</p> <p>プリセットを手動に切替えて監視を強化する。</p>	<p>同左</p> <p>モニター監視員を増員してより詳細に監視できるようにする。</p>

緊急時には、埠頭保安管理者の指示に従うこと。

(6) 埠頭保安設備の日常点検

埠頭保安設備を維持するため、日常点検を行う。

点検により埠頭保安設備に異常を発見した場合は、直ちに埠頭保安管理者に連絡する。

点検結果について、埠頭保安管理者が指示する記録用紙に記録し、毎月提出する。

埠頭保安設備

厳原港国際埠頭施設	フェンス 188.0m 門扉 3箇所 面格子 23箇所 保安照明 3台
比田勝港国際埠頭施設	フェンス 118.9m 門扉 3箇所 保安照明 3台 (照明灯) 6台 (投光器)

日常点検概要

埠頭保安設備	点検項目
フェンス・門扉・面格子	巡回時に目視にて確認 実際に揺らしてみて取付金具等の緩みがないか確認
照明設備	夜間点灯の有無を巡回時に確認
監視装置（厳原港） 監視装置（比田勝港）	動作確認（モニター等）及び外観確認（損傷、変色、変形）等

(7) 埠頭保安管理に関する看板及びポスター等の掲示

埠頭保安管理者の指示に従い、埠頭保安管理に関する看板及びポスター等(以下、「看板等」という。) を掲示すること。掲示する際には、看板等が容易にはがれないよう、しっかりと固定すること。

また、掲示後は、その看板等の清掃に努めるとともに、掲示期間中に看板等がはがれた場合、看板等の張り替えを行うこと。

(8) 埠頭訓練

下記 、 に示すとおり、埠頭訓練及び水域訓練を実施する。
訓練の実施方法等については、埠頭保安管理者が別途指示する。

基本訓練

情報疎通及び通報の方法その他の措置の実施を確保するために行う基本的な訓練。
3か月に1回実施する。

総合訓練

情報疎通及び通報の実施、国際埠頭施設内の要員や関係者等の避難手順などについて、船舶保安管理者その他の関係行政機関との連携により行う訓練。

総合訓練は、毎年1回実施する。

(9) 保安記録・警備記録の作成

危害行為の発生等の事実と関係機関への連絡・通報の履歴
埠頭保安設備の日常点検と埠頭内及び周辺の不審者等の確認結果
保安レベルの変更と対応の履歴
国際埠頭施設の保安に関して外部機関から受けた情報・報告の内容
その他必要事項

(10) その他

上記のほか、緊急事態発生等により埠頭保安管理者から指示のあった措置を講じる。

8. 関係行政機関及び船舶保安管理者その他の関係者との連絡及び調整

(1) 関係者との連絡及び調整

埠頭保安従事者は、埠頭保安管理者、国際埠頭施設を利用する国際航海船舶の船舶保安管理者、緊急時に救支援を要請するための関係行政機関など国際埠頭施設の保安を確保する上で必要な関係者との間で連絡手段と体制を確保する。

(2) 埠頭保安管理者との連絡体制の確保

埠頭保安従事者は、国際埠頭施設の保安の確保に必要な情報について、速やかに埠頭保安管理者に伝達する。なお、緊急時等は埠頭保安管理者に連絡し指示を受け対応する。

また、危害行為が発生した場合等においては、国際埠頭施設内のすべての要員や関係者に対して、危害行為の内容に応じてあらかじめ定めた避難経路の指示等を行う。

埠頭保安従事者との間の通信は、携帯電話等により行うとともに、国際埠頭施設内のすべての要員や関係者に対しては、ハンドマイク等により行う。

(3) 関係行政機関等との連絡体制の確保

緊急時における外部からの救支援の獲得、その他外部との連携を図るため、関係行政機関等（海上保安部、警察、消防、国土交通省、長崎県対馬振興局）との通信手段を確保する。

9. 危害行為が発生した場合の対処方法

埠頭保安従事者は、危害行為が発生するおそれがあり又は発生した場合には、関係機関への通報、関係者相互の情報伝達、危険の回避・避難誘導等を迅速かつ的確に行う。

その際、施設内の要員、船員、施設への来訪者等の人命の安全確保を最優先とする。また、埠頭保安従事者も、態様が異常な不審者、不審物には容易に近づかないことを基本とする。

(1) 緊急事態における外部からの救支援を獲得するための緊急連絡手段と体制の確保

(2) 緊急事態における国際埠頭施設内の他の要員との緊急連絡手段と体制の確保

(3) 緊急事態における国際埠頭施設を利用中又は利用予定の国際航海船舶の船舶保安管理者との緊急連絡手段と体制の確保

(4) その他関係者との緊急連絡手段と体制の確保

10. 埠頭保安従事者等の選任

主任保安要員、埠頭保安従事者の選任後は、埠頭保安管理者が指定する様式により氏名・緊急連絡先等について、埠頭保安管理者に報告すること。

(1) 主任保安要員

埠頭保安従事者のうち施設の現場において実際の保安業務に従事し、その他の埠頭保安従事者に指揮する責任者として、以下の項目について十分な知識を有する者を主任保安要員として配慮すること。

施設に設定されている保安レベルの意味とそれに応じた保安措置

埠頭保安設備の破損、不審者又は不審物を発見した場合の埠頭保安管理者や関係機関への迅速な報告と対応及びそのための情報疎通手段

最新の保安脅威とパターンの知識

被害を回避するために用いられる手法

人、その携行物、手荷物、貨物、船用品の検査方法

(2) 埠頭保安従事者

埠頭保安従事者は、以下の項目に関する十分な知識を有すること。

施設に設定されている保安レベルの意味とそれに応じた重要な保安措置の概要

埠頭保安機械設備の故障、不審者又は不審物を発見した場合の埠頭保安管理者等に報告する方法

施設内要員の安全の確保や緊急事態発生時の対応の際に、埠頭保安管理者等の指示に従うこと及び必要な協力をを行う方法

保安を脅かす可能性のある者の行動の識別

添付様式

- ・令和 年度 港埠頭保安警備業務出勤簿
- ・国際埠頭保安警備業務実施報告書（港）
- ・厳原港 3号岸壁・4号岸壁国際埠頭保安警備業務実績報告
- ・○○港国際ターミナルにおける鍵の管理台帳
- ・国際埠頭保安警備記録（日誌）
- ・保安機械設備関係の保守点検記録（日報）
- ・監視装置等の保守点検記録（日報）
- ・管理台帳
- ・国際港湾警備出入管理簿
- ・主任保安要員等の選任について
- ・緊急時連絡先リスト